

就業規則を作成しましょう

就業規則とは・・・

労働者の賃金や労働時間などの労働条件に関すること、職場内の規律などについて定めた職場における規則集です。

職場でのルールを定め、労使双方がそれを守ることで労働者が安心して働くことができ、労使間の無用のトラブルを防ぐことができるので、就業規則の役割は重要です。

1 就業規則に記載する事項

就業規則に記載する内容には、必ず記載しなければならない事項（絶対的必要記載事項）と、当該事業場で定めをする場合に記載しなければならない事項（相対的必要記載事項）があります（労働基準法第89条）。

◎ 絶対的必要記載事項

- ① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇
並びに交替制の場合には就業時転換に関する事項
- ② 賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

◎ 相対的必要記載事項

- ① 退職手当に関する事項
- ② 臨時の賃金（賞与）、最低賃金額に関する事項
- ③ 食費、作業用品などの負担に関する事項
- ④ 安全衛生に関する事項
- ⑤ 職業訓練に関する事項
- ⑥ 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
- ⑦ 表彰、制裁に関する事項
- ⑧ その他全労働者に適用される事項

2 就業規則の効力

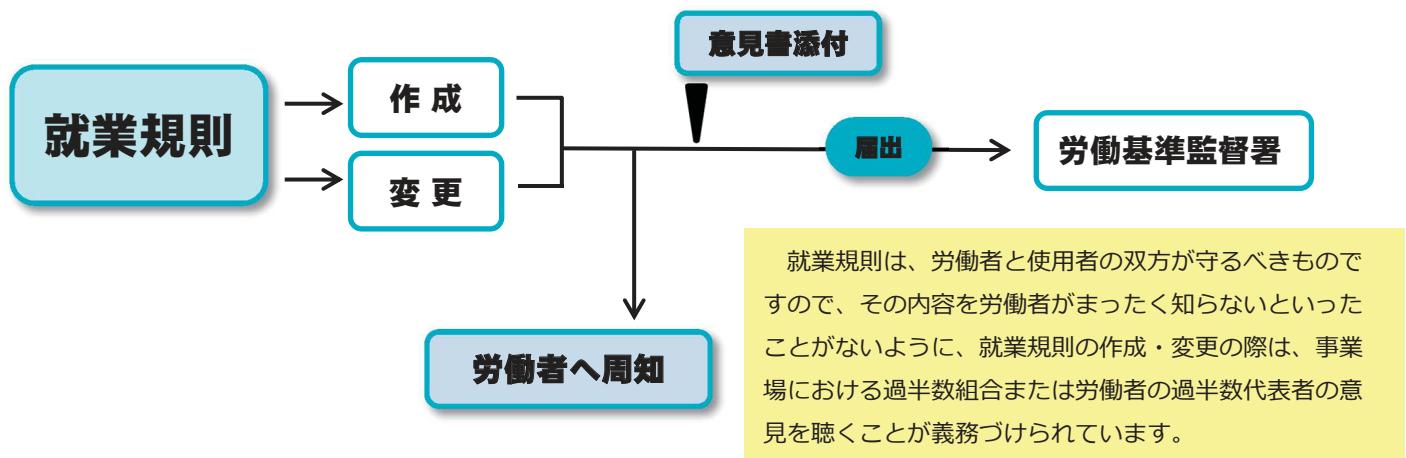
就業規則は、法令や労働協約に反してはなりません（労働基準法第92条）。

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効（※）となります（労働基準法第93条、労働契約法第12条）。

※ 無効となった部分は、就業規則で定める基準が適用されます。



3 就業規則の作成・変更、届出の流れ



常時10人以上の労働者（※）を使用している事業場では、**就業規則を作成**し、過半数組合または労働者の過半数代表者からの**意見書を添付**し、**所轄労働基準監督署に届け出る**必要があります（労働基準法第89条、90条）。

また、就業規則を**変更した場合においても同様**です。

※ 時としては10人未満になることはあっても、常態として10人以上の労働者を使用している場合も当
てはまります。なお、労働者の中には、パートタイム労働者やアルバイトなども含まれます。

4 就業規則の周知

就業規則は、各作業場の見やすい場所への掲示、備え付け、書面の交付など
によって労働者に周知しなければなりません（労働基準法第106条）。

◎ 周知方法

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示する、または備え付ける
- ② 書面で労働者に交付する
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働
者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する

⇒ モデル就業規則規定例

厚生労働省では、モデル就業規則規定例をホームページに掲載しています。

◎ モデル就業規則について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/model/>

◆ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ
ください。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。